



2024年2月29日

各 位

会 社 名 株式会社 KOKUSAI ELECTRIC
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 金井 史幸
(コード番号：6525 東証プライム市場)
問 合 せ 先 経営戦略本部 本部長 橋本 卓資
(TEL. 03-5297-8515)

譲渡制限株式ユニット (RSU) 付与制度としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限株式ユニット (RSU) 付与制度に基づき新株式発行 (以下、「本新株発行」といいます。) を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2024年3月18日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 44,136株
(3) 発行価額	1株につき 4,535円
(4) 発行価額の総額	200,156,760円
(5) 割当予定先	当社の執行役員 9名 6,036株 当社の従業員 2名 10,800株 当社子会社の役員 2名 9,760株 当社子会社の従業員 4名 17,540株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 発行の目的及び理由

当社の役員及び執行役員を含む従業員並びに当社子会社の役員及び従業員に対して、一定期間の勤務継続と証券取引所への上場又は所定の支配株主の全部譲渡を要件として普通株式及び金銭の事後交付を行うリストリクテッド・ストック・ユニット (以下、「RSU」といいます。) を、2021年10月31日付、2022年1月31日付、2022年4月30日付、2022年5月12日付、2022年7月1日付、2022年8月31日付、2023年4月1日付及び2023年8月1日付でそれぞれ付与しております (それぞれ定められた一定の条件が充足されることを、以下、「ベスティング」といいます。)

本新株発行は、2021年10月31日付、2022年1月31日付及び2022年7月1日付でそれぞれ付与したRSUに従い、当社の本日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

<RSUの概要>

当社の上場後においては、原則として、所定のベスティング日において、対象者が当社又は当社グループの役員等又は従業員として在籍していることを条件として、所定の割合でベスティングが行われます。ベスティングが行われた場合には、対象者は、原則として、所定の金銭報酬債権 (ベスティング済みのRSUの数に応じた所定の数の普通株式の公正な価格に相当する額の金銭報酬債権) を現物出資することにより、ベスティング日が属する事業年度に関する期末決算を公表した日が属する月の翌月末日までに (ただし、適用あるベスティング日が属する事業年度の末日から2ヶ月半後の日より前に)、ベスティング済みのRSUの数に応じた所定の数 (ベスティング済みのRSU1個に対して所定の割合の当社普通株式の数) の当社普通株式及び所定の金銭を受領する権利を有します。

ベスティングされるRSUの個数は、原則として、対象者のRSUの付与数に、一定の割合 (1回目のベスティング日である2023年3月31日において50%、2回目のベスティング日である2024年3月31日において50%) を乗じた数となります。ただし、2022年4月30日付、2022年5月12日付の付与数について

は、1回目のベスティング日である2024年3月31日において50%、2回目のベスティング日である2025年3月31日において50%を乗じた数となります。

また、2022年7月1日付の付与数については、1回目のベスティング日である2023年3月31日において3分の1、2回目のベスティング日である2024年3月31日において3分の1、3回目のベスティング日である2025年3月31日において3分の1を乗じた数となります。2023年4月1日付の付与数については、1回目のベスティング日である2024年3月31日において3分の1、2回目のベスティング日である2025年3月31日において3分の1、3回目のベスティング日である2026年3月31日において3分の1を乗じた数となります。

また、2023年8月1日付の付与数については、次の在籍継続要件とExit要件の双方が充足されることを条件にベスティングされます。在籍継続要件とは、本RSUのうち50%については2024年3月31日に、残りの50%については2025年3月31日に、権利者がそれぞれの日まで継続して発行会社グループの役員等又は従業員として在籍していることを条件として充足される要件をいいます。Exit要件とは、所定の上場の日又は支配株主の全部譲渡(※)の実行日のいずれか早い日において、充足される要件をいいます。

なお、米国在住の対象者以外の対象者の2023年3月31日付のベスティングについては、2023年3月24日開催の定例取締役会決議に基づき、2023年10月25日(上場日)をベスティング日としました。あわせて2023年3月24日開催の定例取締役会決議に基づき、所定の金銭報酬債権(ベスティング済みのRSUの数に応じた所定の数の普通株式の公正な価格に相当する額の金銭報酬債権)の現物出資については、ベスティング日が属する事業年度又は四半期に関する期末決算又は四半期決算を発表した日のうち、最も早い日が属する月の翌月末日までに(ただし、適用あるベスティング日が属する事業年度の末日から2ヶ月半後の日より前に)実施するものとし、対象者はベスティング済みのRSUの数に応じた所定の数(ベスティング済みのRSU1個に対して所定の割合の当社普通株式の数)の当社普通株式及び所定の金銭を受領する権利を有します。

対象者が退任・退職した場合、当該退任・退職の時点以降のベスティング割合は0%とし、当該退任・退職の時点でベスティングされていないRSUは、何らの対価の支払もなく全て自動的に失効します。ただし、2022年7月1日付と2023年4月1日付の付与対象者については以下のとおりとします。

- (1) 対象期間において、対象者が退任・退職した場合には、当該退任・退職の時点でベスティングされていないRSUは、何らの対価の支払もなく全て自動的に失効します。もっとも、一定の正当な事由により退任・退職した場合には当該退任・退職した時点以降も継続して在任又は在職しているものとみなしてベスティングされ、死亡により退任・退職した場合には、当該退任・退職の日において、その全部につきベスティングされます。
- (2) 対象期間中に下記①乃至⑥のいずれかに掲げる事項が当社の株主総会(ただし、②において当社の株主総会による承認を要しない場合及び⑥においては、当社の取締役会)で承認された場合又は⑦に掲げる当社の株式の譲渡に係る最終契約が締結された場合には、当該各号に掲げる事項に係る行為(以下「組織再編等」といいます。)の実行に伴って対象者が退任・退職することが予定されているときに限り、当該対象者が保有するRSUは、当該①乃至⑥のいずれかに掲げる事項の承認又は⑦に掲げる株式譲渡に係る最終契約の締結の日(本項に基づくベスティングとの関係では、以下、当該日を「権利確定日」といいます。)において、その全部につきベスティングされます。ただし、当該権利確定日後において、当該組織再編等が実行されず、又は当該組織再編等の効力発生に伴って対象者が退任・退職しなかった場合は、普通株式又は金銭が交付されたことその他の事由により既に消滅した部分を除き、本項に基づくベスティングは遡って無効となるものとします。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
 - ② 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画(当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限ります。) 会社分割の効力発生日
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
 - ④ 株式の併合(当該株式の併合によりRSUに基づき対象者に交付される普通株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限ります。) 株式の併合の効力発生日
 - ⑤ 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日

- ⑥ 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第 179 条第 2 項に定める株式売渡請求をいいます。） 会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する取得日
- ⑦ KKR HKE Investment L.P.並びにその親会社、子会社、関連会社及び KKR & Co. Inc.が直接若しくは間接に支配する事業体（当社を除きます。以下、総称して「本支配株主等」といいます。）が保有する当社の株式の合計数に係る議決権の数の当社の総株主の議決権の数に対する比率（以下「支配権比率」といいます。）が 30%以下になるような、第三者（本支配株主等を除きます。なお、当該第三者には当社を含みます。）に対する当社の株式の譲渡（ただし、売出し（金融商品取引法第 2 条第 4 項に定義される有価証券の売出しをいいます。）の場合を除きます。なお、当該譲渡を行う直前時点における本支配株主等の支配権比率が 30%以下である場合を含みます。） 株式譲渡の実行日

(※) 所定の支配株主の全部譲渡とは、上記(2)⑦に記載の株式の譲渡をいいます。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、当社又はその子会社から対象者に付与される所定の金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024 年 2 月 28 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 4,535 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上

ご注意：

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。